

「奈良体育学会研究年報」投稿規程

2020年11月21日制定

1. 奈良体育学会（以下「本学会」という）会則第 17 条（3）に定められた学会誌（「奈良体育学会研究年報」）発行の事業を行うため、この規程を設ける。
2. 「奈良体育学会研究年報」（以下「本誌」という）への投稿は、筆頭著者が本学会会員に限る。ただし、本学会事務局は、本学会の会員と非会員とを問わず論文を依頼することができる。
3. 投稿論文の書式、ページ数、図表等、その他の原稿作成にかかわる規定については、本学会発行の会報等の案内に定めるとおりとする。なお、その他の原稿作成要領については、日本体育学会「体育学研究」投稿の手引きに準ずる。
4. 本誌に掲載された論文の著作権の一切（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、本学会に帰属又は譲渡されるものとする。ただし、論文の内容に関する責任は当該論文の著者が負う。
5. 論文の作成に際しては、研究対象の取り扱い等について十分な倫理的配慮が必要であり、且つ、実際に配慮した点を論文中に明記する。
6. この規程は、奈良体育学会総会の決議により改正することができる。

附則

この規程は、2020年11月21日から施行する。